⑸　単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は、平成20年度以降入札公告日までに、次に掲げるアの工事を元請けとして完成・引渡しが完了した工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績が認められる出資比率については、入札説明書による。）。

ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、平成20年度以降入札公告日までに、次に掲げるイの工事を元請けとして完成・引渡しが完了した施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績が認められる出資比率については、入札説明書による。）

ア①　鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、１棟当たりの延べ面積600㎡以上の建物新設に係る建築工事を施工した実績を有すること。

②　県内の離島において、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建物新設に係る建築工事を施工した実績を有すること。

①及び②は同一契約でなくてもよい。（ただし、ＪＶの場合は、ＪＶ代表者以外の構成員が②の実績を有していればこれを求めない。）

イ①　鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、１棟当たりの延べ面積300㎡以上の建物新設に係る建築工事を施工した実績を有すること。

②　県内の離島において、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建物新設に係る建築工事を施工した実績を有すること。

①及び②は同一契約でなくてもよい。（ただし、ＪＶ代表者又は他の構成員が②の実績を有していればこれを求めない。）

工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。なお、工事成績のない工事については、検査に合格している証明をもって65点以上の工事とみなすものとする。

⑹　工事全般の施工計画が適正であること。

⑺　単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は、次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に専任で配置できること。

ただし、特定建設工事共同企業体で参加する場合、代表者が監理技術者を配置すること。

また、代表者以外の構成員は、国家資格を有する主任技術者を配置すること。

ア　１級建築施工管理技士、一級建築士又はこれと同等以上の資格を有する者である。

イ　平成20年度以降入札公告日までに、次に掲げる工事の経験を有する者である。（原則、着工から完成まで従事している。）

鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、１棟当たりの延べ面積300㎡以上の建物新設に係る建築工事を施工した経験を有すること。

工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。なお、工事成績のない工事については、検査に合格している証明をもって65点以上の工事とみなすものとする。

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。

なお、本工事において、建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認めない。

⑻　一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、沖縄防衛局長から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28. 3. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑼　沖縄防衛局が発注した建築一式工事のうち、令和３年度及び令和４年度に完成・引渡しが完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が65点以上であること。

⑽　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑾　入札に参加しようとする者の間に資本関係、人的関係又はそれらと同視しうる関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）

⑿　都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。

⒀　情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者であること。

３　総合評価に関する事項

⑴　評価項目

本工事の評価項目は、次のアからオまでとし、詳細は入札説明書による。

ア　技術提案

㋐　「躯体及び仕上げの品質確保について」

㋑　「工程管理及び環境保全について」

イ　工事全般の施工計画（当該工事における施工上配慮すべき事項等の技術的所見）

ウ　その他（ワークライフバランス等推進企業の評価及びペナルティ）

エ　賃上げ実施企業に対する評価

オ　施工体制

⑵　総合評価の方法

ア　標準点　要求要件を満たしている者に標準点として100点を付与する。

イ　加算点　算出方法は、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価格」という。）の制限の範囲内の入札参加者のうち、技術資料の内容に応じ、⑴アからエの評価項目ごとに評価を行った結果、得られた「評価点数の合計値」を加算点として付与する。

なお、加算点の最高点数は43点とする。

ウ　施工体制評価点　「施工体制評価点」は⑴オの評価項目について最高30点の評価点を付与する。

ただし、施工体制が十分に確保されない場合、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある場合又は品質確保のための施工体制及びその他の施工体制が著しく確保されないおそれがある場合、減点を行う。

また、施工体制評価点の低いものに対しては、「評価点数の合計値」を減ずる場合がある。

エ　価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

オ　⑴アの評価項目（技術提案）を行わない者にあっては、⑴イからエの評価項目の評価内容に応じた加算点を算出し付与する。

⑶　施工体制の確認のため、ヒアリングを行う。

⑷　落札者の決定方法

ア　入札参加者は、価格及び⑴アからオまでをもって入札に参加し、次の各要件に該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

㋐　入札価格が予定価格の制限の範囲内である。

㋑　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）を下回らない。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

なお、評価値が基準評価値を上回っていても、減点評価により技術評価点が標準点（100点）を下回る場合は、落札者の対象外とする。

イ　上記の場合において、評価値の最も高い者が二者以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、発注者から指示をする。

⑸　その他　受注者の責めに帰すべき事由により入札時の⑴の評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとして、工事成績評定を減ずることとし、１工事最大10点減ずる。

４　入札手続等

⑴　担当部局　〒904―0295 沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納290― 9　沖縄防衛局総務部契約課契約審査係　電話098―921―8131（内線160）　ＦＡＸ098―921―8167

⑵　入札説明書の交付期間等

ア　交付期間　令和５年６月23日から令和５年９月６日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前９時から午後６時まで。ただし、最終日は正午まで。